

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	5-8
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号		
許認可等	指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定・更新				
<p><b>[指定完成検査機関の指定]</b></p> <p><b>(根拠規定)</b></p> <p>○火薬類取締法 (完成検査)</p> <p>第十五条 第三条の許可又は第十二条第一項の許可(変更に係るものを除く。)を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事をした場合には、経済産業省令で定めるところにより、製造施設又は火薬庫につき経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが、第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、火薬類の製造施設又は火薬庫につき、経済産業大臣が指定(※)する者(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>※火薬類取締法施行令第16条により、完成検査の業務(火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所又は火薬庫に関するものに限る。)を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととなっている。</p> <p>(指定完成検査機関の指定等)</p> <p>第四十五条の二十三 第十五条第一項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p><b>(許認可等の基準)</b></p> <p>許認可にあたっては、次に示す法令にもとに、かつ、次に示す通達を参考にして審査を行う。</p> <p>○火薬類取締法 (欠格条項)</p> <p>第四十五条の二十四 次の各号のいずれかに該当する者は、第十五条第一項ただし書の指定を受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</li> <li>二 第四十五条の三十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</li> <li>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの (指定の基準)</li> </ol> <p>第四十五条の二十五 経済産業大臣は、第十五条第一項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。</li> <li>二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</li> <li>三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</li> <li>四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</li> <li>五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</li> <li>六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</li> </ol>					

○火薬類取締法施行規則

(指定完成検査機関に係る指定の申請)

第八十一条の十一の三 法第四十五条の二十三の規定により、指定完成検査機関の指定を受けようとする者は、様式第三十六の指定完成検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(完成検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、役員又は第八十一条の十一の七に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面

ロ 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 第八十一条の十一の五第一項に規定する完成検査を実施する者の氏名及び資格

ニ 完成検査以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて完成検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項

(イ) 名称及び所在地

(ロ) 定款

(ハ) 完成検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

(ニ) 設備検査の実績及び検査能力

(ホ) 完成検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 完成検査を実施する製造施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。)、所要日数及び一月当たりの検査実施能力

五 申請者が法第四十五条の二十四各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第八十一条の十一の八各号の規定に適合していることを説明した書類

[指定の基準]

- ・第81条の11の4(法第45条の25第1号関係)
- ・第81条の11の5(法第45条の25第2号関係)
- ・第81条の11の6(法第45条の25第2号関係)
- ・第81条の11の7(法第45条の25第3号関係)
- ・第81条の11の8(法第45条の25第4号関係)

○通知

- ・火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について(平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第5号通商産業省環境立地局長通達)
- ・火薬類取締法及び同法施行規則の運用及び解釈について(平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号通商産業省環境立地局長通達)

[指定完成検査機関の指定の更新]

(根拠規定)

○火薬類取締法

(指定の更新)

第四十五条の二十六 第十五条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(指定完成検査機関の指定等)

第四十五条の二十三 第十五条第一項ただし書の指定は、経済産業省令で定めるところにより、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。

(許認可等の基準)

許認可にあたっては、次に示す法令にもとに、かつ、次に示す通達を参考にして審査を行う。

○火薬類取締法

(指定の更新)

第四十五条の二十六 第十五条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定め

る期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

## 2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

### (欠格条項)

第四十五条の二十四 次の各号(略)のいずれかに該当する者は、第十五条第一項ただし書の指定を受けることができない。

※ [指定完成検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

### (指定の基準)

第四十五条の二十五 経済産業大臣は、第十五条第一項ただし書の指定の申請が次の各号(略)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

※ [指定完成検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

## ○火薬類取締法施行令

(指定完成検査機関等に係る指定の有効期間)

第十条 法第四十五条の二十六第一項(法第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

## ○火薬類取締法施行規則

(指定完成検査機関に係る指定の更新)

第八十一条の十一の九 法第四十五条の二十六第一項の規定により、指定完成検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第八十一条の十一の二の二から前条までの規定を準用する。

(指定完成検査機関に係る指定の申請)

第八十一条の十一の三 法第四十五条の二十三の規定により、指定完成検査機関の指定を受けようとする者は、様式第三十六の指定完成検査機関指定申請書に次の各号(略)に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

※ [指定完成検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

### [指定の基準]

- ・第81条の11の4 (法第45条の26第2項で準用する法第45条の25第1号関係)
- ・第81条の11の5 (法第45条の26第2項で準用する法第45条の25第2号関係)
- ・第81条の11の6 (法第45条の26第2項で準用する法第45条の25第2号関係)
- ・第81条の11の7 (法第45条の26第2項で準用する法第45条の25第3号関係)
- ・第81条の11の8 (法第45条の26第2項で準用する法第45条の25第4号関係)

## ○通知

- ・火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について(平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第5号通商産業省環境立地局長通達)
- ・火薬類取締法及び同法施行規則の運用及び解釈について(平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号通商産業省環境立地局長通達)

### [指定保安検査機関の指定]

(根拠規定)

## ○火薬類取締法

(保安検査)

第三十五条 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であつて経済産業省令で定めるもの(以下「特定施設」という。)又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、経済産業大臣又は都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 経済産業大臣の指定(※)する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を経済産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

二 (略)

2~4 (略)

※火薬類取締法施行令第16条により、保安検査の業務(火薬若しくは爆薬を製造する製造所であつてこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの、産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所又は火薬庫に関するものに限る。)を一

の都道府県の区域内のみにおいて行う指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととするとなっている。

(指定保安検査機関の指定等)

第四十五条の三十八 第三十五条第一項第一号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

(許認可等の基準)

許認可にあたっては、次に示す法令のもとに、かつ、次に示す通達を参考にして審査を行う。

○火薬類取締法

(指定保安検査機関の指定等)

第四十五条の三十八 (略)

2 第四十五条の二十四から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第四十五条の二十四から第四十五条の二十六まで及び第四十五条の三十四中「第十五条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、第四十五条の二十五、第四十五条の二十七から第四十五条の三十まで、第四十五条の三十二、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第四十五条の三十四中「第十五条第三項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

(欠格条項)

第四十五条の二十四 次の各号(略)のいずれかに該当する者は、第十五条第一項ただし書の指定を受けることができない。

※ [指定完成検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

(指定の基準)

第四十五条の二十五 経済産業大臣は、第十五条第一項ただし書の指定の申請が次の各号(略)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

※ [指定完成検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

○火薬類取締法施行規則

(指定保安検査機関に係る指定の申請)

第八十一条の十一の十五 法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定を受けようとする者は、様式第四十一の指定保安検査機関指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(保安検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの)

四 次に掲げる事項を記載した書類

イ 申請者が法人である場合は、役員又は第八十一条の十一の十九に規定する構成員の氏名及び略歴(構成員が法人である場合は、その法人の名称)並びにその構成割合を記載した書面

ロ 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ハ 第八十一条の十一の十七第一項に規定する保安検査を実施する者の氏名及び資格

ニ 保安検査以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要

ホ 協力会社を用いて保安検査を行う場合は、当該協力会社に係る次の(イ)から(ホ)までに掲げる事項

(イ) 名称及び所在地

(ロ) 定款

(ハ) 保安検査に用いる機械器具その他の設備の数及び性能

(ニ) 設備検査の実績及び検査能力

(ホ) 保安検査に係る責任の所在、業務の分担及び提携を示す契約書の写し

ヘ 保安検査を実施する特定施設又は火薬庫の種類及び規模に応じた検査実施体制(協力会社を用いる場合は、協力会社の業務の範囲を含む。)、所要日数及び一月当たりの検査実施能力

五 申請者が法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十四各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第八十一条の十一の二十において準用する第八十一条の十一の八各号の規定に

適合していることを説明した書類

[指定の基準]

- ・第81条の11の16 (法第45条の38第2項で準用する法第45条の25第1号関係)
- ・第81条の11の17 (法第45条の38第2項で準用する法第45条の25第2号関係)
- ・第81条の11の18 (法第45条の38第2項で準用する法第45条の25第2号関係)
- ・第81条の11の19 (法第45条の38第2項で準用する法第45条の25第3号関係)
- ・第81条の11の20 (法第45条の38第2項で準用する法第45条の25第4号関係)

○通知

- ・火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について (平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第5号通商産業省環境立地局長通達)
- ・火薬類取締法及び同法施行規則の運用及び解釈について (平成12年7月4日付け平成12・06・30立局第6号通商産業省環境立地局長通達)

[指定保安検査機関の指定の更新]

(根拠規定)

○火薬類取締法

(指定保安検査機関の指定等)

第四十五条の三十八 (略)

2 第四十五条の二十四から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第四十五条の二十四から第四十五条の二十六まで及び第四十五条の三十四中「第十五条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、第四十五条の二十五、第四十五条の二十七から第四十五条の三十まで、第四十五条の三十二、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第四十五条の三十四中「第十五条第三項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

第四十五条の二十六 第十五条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(許認可等の基準)

許認可にあたっては、次に示す法令にもとに、かつ、次に示す通達を参考にして審査を行う。

○火薬類取締法

(指定保安検査機関の指定等)

第四十五条の三十八 (略)

2 第四十五条の二十四から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第四十五条の二十四から第四十五条の二十六まで及び第四十五条の三十四中「第十五条第一項ただし書」とあるのは「第三十五条第一項第一号」と、第四十五条の二十五、第四十五条の二十七から第四十五条の三十まで、第四十五条の三十二、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第四十五条の三十四中「第十五条第三項」とあるのは「第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

(指定の更新)

第四十五条の二十六 第十五条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(欠格条項)

第四十五条の二十四 次の各号(略)のいずれかに該当する者は、第十五条第一項ただし書の指定を受けることができない。

※ [指定完成検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

(指定の基準)

第四十五条の二十五 経済産業大臣は、第十五条第一項ただし書の指定の申請が次の各号(略)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

※ [指定完成検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

○火薬類取締法施行令

(指定完成検査機関等に係る指定の有効期間)

第十条 法第四十五条の二十六第一項(法第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、五年とする。

○火薬類取締法施行規則

(指定保安検査機関に係る指定の更新)

第八十一条の十一の二十一 法第四十五条の三十八第二項において準用する法第四十五条の二十六第一項の規定により、指定保安検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第八十一条の十一の十四から前条までの規定を準用する。

(指定保安検査機関に係る指定の申請)

第八十一条の十一の十五 法第四十五条の三十八第一項の規定により、指定保安検査機関の指定を受けようとする者は、様式第四十一の指定保安検査機関指定申請書に次の各号(略)に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

※ [指定保安検査機関の指定] に記載の当該条文を参照。

[指定の基準]

- ・ 第 81 条の 11 の 16 (法第 45 条の 38 第 2 項で準用する法第 45 条の 25 第 1 号関係)
- ・ 第 81 条の 11 の 17 (法第 45 条の 38 第 2 項で準用する法第 45 条の 25 第 2 号関係)
- ・ 第 81 条の 11 の 18 (法第 45 条の 38 第 2 項で準用する法第 45 条の 25 第 2 号関係)
- ・ 第 81 条の 11 の 19 (法第 45 条の 38 第 2 項で準用する法第 45 条の 25 第 3 号関係)
- ・ 第 81 条の 11 の 20 (法第 45 条の 38 第 2 項で準用する法第 45 条の 25 第 4 号関係)

○通知

- ・ 火薬類取締法に基づく指定完成検査機関等の指定について (平成 12 年 7 月 4 日付け平成 12・06・30 立局第 5 号通商産業省環境立地局長通達)
- ・ 火薬類取締法及び同法施行規則の運用及び解釈について (平成 12 年 7 月 4 日付け平成 12・06・30 立局第 6 号通商産業省環境立地局長通達)